

**今回のテーマ：今、業務改善助成金がアツい！？**

Q. 最低賃金が上がりますが、それに合わせて業務改善助成金が使えると聞きました。本当でしょうか？そもそも、どんな助成金でしょうか？

A. 先に申し上げておきますと、業務改善助成金は、賃金を引き上げた際の賃金助成でなく、機材等を購入した際の「費用助成」の助成金です。ゆえに、お金が増える助成金ではありません。ただ、最低賃金が著しく上昇する現局面においては業務改善助成金の使用を検討されるべきです。

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。業務改善助成金は、機材購入だけでなく、生産性向上に役立つコンサルティングや人材育成・教育訓練にも活用できますので、幅広い使い道がある助成金です。

注意点はいくつかありますが、まず、この助成金は中小企業でないと助成対象にならないことに注意が必要です。また、原則としては、滋賀県の最低賃金が法的に上がる前までに助成金の計画届を提出することを考えてください。

購入希望機材や受講希望研修などが決まり次第、申請窓口である各都道府県労働局雇用環境・均等部室に確認するのもよいかもしれません。

**生産性向上が図れる機材購入等に助成されます！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**執筆者プロフィール**

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**